

①「要求水準書(案)」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	1	2	(27)		協議	第1回競争的対話時に「協議願います」「協議事項とする」など、この事業で見込む、見込まないを明確にするため、提案書に明記するよう指示がありました。種々のリスクや懸念材料を想定し提案書に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。想定されるリスクとその対策費用計上の有無について、提案書に明確に記載してください。
2	4	2	1	2	2)	事業の基本理念	水処理施設(分流施設)の安定的な運転について、処理方法がステップ流入式多段階硝化脱窒法ですが、今後、反応槽前段に流量調整施設を設置する計画はありますでしょうか。	流量調整施設を設置する計画はありません。
3	8	2	4			事業期間	本事業では、調査・設計期間と建設工事期間および解体工事期間とに分類されます。それぞれの着手時期(着手可能時期)や順序に制約などありますでしょうか。	制約はありません。但し、解体工事に着手する際は、本体設計の基本設計まで完了しており、かつ後工事で手戻りがない等の合理性が確認できる必要があります。
4	26	3	3	1	3)	業務の開始	令和6年2月14日 要求水準書(案)の質問回答No.10にて、「分割もしくは部分的な実施設計・承諾・施工は原則、認めません。なお、合理的な理由等があり、協議の上、市が認めた場合は、分割もしくは部分的な施工も可能です。」とご回答を頂きました。本事業を7年間で設計・施工完了させることが現在の工程では難しくなっており、部分的な先行着手を条件に、工期に間に合う状況となっております。最初沈殿池については先行着手を行いたく、解体部分につきましては本体設計と一括にせず、解体の詳細設計が完了出来次第、解体工事に着手させていただきませんかでしょうか。	本体設計の基本設計までは完了し、本体設計と撤去の設計の合理性が協議によって確認できれば、解体工事の先行着手は可能とします。
5	34	3	3	3		各工事費積算内訳書の作成	実施設計終了後に作成する各工事費積算内訳書の単価適用年月日とスライドへの対応方法をご教授ください。	単価適用年月日は契約日となります。スライド運用については山口県の運用マニュアルに従うものとします。
6	43	4	2	1	表4.6	本施設として確保すべき機能	導水管(合流汚水)は既設管(DIPφ600)に接続とあります。開示資料「平成29年度_第110工区東部浄化センター流入渠工事」には、バルブ室設置工として接続部にバルブを設置している計画図がございます。一方、募集要項等に関する質問等の回答(要求水準書(案)に関する質問書)のNo.31において、接続用のバルブは設置していないとの回答でした。バルブ室は未設置とのことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	43	4	2	1	5)	放流先水位	放流先である宇部港の干潮水位(T.P.表示)をご教示願います。	宇部港潮位はウェブサイト等の潮見表を確認してください。
8	45	4	2	3		塩害対策	芝中ポンプ場の塩害対策は吐出井および屋外設備が対象と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	45	4	2	3		塩害対策	本ポンプ場の敷地境界は、海岸線から40mとあります。公表資料の「平成22年度宇部市芝中ポンプ場再構築基本他実施設計・計画設計業務委託」報告書土木編には、施設の統一を図るため海岸線から50mを越え、100mまでの距離を適用となっております。塩害対策区分の設計条件としては、「海岸線から50mを越え、100mまでの距離」と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①「要求水準書(案)」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
10	50	4	4	2	10)	仮設計画及び建設計画	仮設計画において、仮設物の残置についての考え方を教えてください。	将来的な再構築・改築更新において、基礎や土留め等に影響のない仮設計画としてください。
11	50	4	4	2	10)	仮設計画及び建設計画	「仮設計画については、処理場用地が狭隘であるため、施工性を考慮した仮設計画を立案し、施工性を考慮した段階的な建設計画の立案を行うこと」とあります。将来的な更新計画にもよりますが、残置物の情報(埋設物・座標等)を示すことで将来更新に影響のない範囲と考えられるエリアにおいて、撤去することが困難な仮設物を残置することは可能でしょうか。	将来において、仮設工事の残置物(土留・仮設物)が影響を及ぼさないことが原則となります。更新時の工事(基礎、土留め等)において、地中障害物として影響がない根拠を明確に記載してください。
12	51	4	4	3	4)	導水管	導水管(分流汚水φ700)は、現地確認をした際に分配槽壁(GL面付近)に接続用のフランジが設置されておりましたが、接続位置に指定があるでしょうか。	接続位置(既存の接続用フランジ)は指定と考えています。
13	51	4	4	3	7)	導水管	「地震発生に伴う被災時や補修点検等の長期停止期間においても導水機能を確保するため、代替施設等を考慮すること。」とございますが、分流・合流汚水管に対して代替施設を要求されているということでしょうか。	分流・合流汚水管に対して、必ずしも代替施設(二条管)を要求しているものではなく、被災時や長期停止期間において、施設全体のシステムとして最低限の導水機能を確保するといった観点で提案をしてください。
14	51	4	4	5		仮設対策	再構築施設の土留めとして連続壁を計画しております。連続壁(H鋼芯材)は残置してよいでしょうか。	問題ありません。
15	53	4	5	1	4)	一般事項	セントラル硝子敷地内の管路設計に関して、他企業所有構造物や樹木およびその他支障物の存在が懸念されます。本来であれば受注後の詳細調査が必要となる設計と考えますが、提案では施工可能と判断される工法を選定することとし、受注後の調査結果により変更が必要となる場合「協議いただける」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 セントラル硝子の敷地内については、見学会の開催を予定しています。
16	53	4	5	1	6)	一般事項	芝中ポンプ場内では多くの開削工事が発生します。それに伴い、資機材置き場が必要になります。場内の動線は、D棟南側、B-C棟間に維持管理車両が日々出入りと思われれます。A棟北側にスペースがあると思えますが、当該箇所を使用してもよろしいでしょうか。	A棟北側のスペースについては、維持管理車両の通行に支障しない範囲で使用可能です。また、電気棟建設予定地についても、工事期間を通して工事仮置き場として使用可能です。
17	53	4	5	2		送水管 【R2年度 芝中ポンプ場PPP・PFI 導入可能性調査/基本設計図 再編集版】	基本設計の送水管のルートはの占有位置は確定と考えますか。	確定ではありません。
18	53	4	5	2		送水管 【R2年度 芝中ポンプ場PPP・PFI 導入可能性調査/基本設計図 再編集版】	S-5～S-6開削区間は歩車道境界から計画道路後退線までの幅10mの位置に敷設する計画となっておりますが、多くの樹木があり撤去となります。この樹木の復旧工事の可否をご教授ください。	樹木の復旧工事は必要です。 地権者との事前協議では、樹木は、原則、原形復旧となっておりますが、詳細な復旧条件は別途お知らせします。

①「要求水準書(案)」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
19	53	4	5	2		送水管 【R2年度 芝中ポンプ場PPP・PFI 導入可能性調査/基本設計図 再編集版】	S-5～S-6開削区間において樹木の復旧工事が必要となる場合、樹木移設場所は提供して頂けるでしょうか。また枯れ補償の有無についてご教授ください。	樹木移設場所は、原位置の復旧となります。また、枯れ補償は提案時に事業者が見込むこととします。
20	53	4	5	2		送水管 【R2年度 芝中ポンプ場PPP・PFI 導入可能性調査/基本設計図 再編集版】	S路線(S-6からS-9)のうち、S-6～S-7の敷設位置は既設φ900の断面位置と交錯します。R5年度 芝中ポンプ場PPP・PFI発注支援業務「分流汚水幹線の雨天時増水対策検討書」で既設φ900の途中に分水施設を設置する計画になっており、既設S-6まで使用すると考えられます。「開示資料4/図面CAD整理/全体平面図・一般平面図」では、S-6～S-9までの管渠の記載が無く、既設φ900のみとなっています。「開示資料4/図面CAD整理/全体平面図・一般平面図」を優先する考えでよろしいでしょうか。	S-6～S-9の既設管の位置が不明のため、試掘後の協議事項となりますが、原則、S-6～S-9までは、新設管(布設替え)として計画してください。
21	53	4	5	2		送水管 【R2年度 芝中ポンプ場PPP・PFI 導入可能性調査/基本設計図 再編集版】	既設φ900は、(既)S-6人孔からD棟に流入されています。新設S-5～S-6管路φ800をS-6人孔で接続した時に、既設φ900の流入水は新設管路に流下しますが、募集要項質問(⑤No.27)に対し、D棟-C棟を結ぶバイパス管は撤去しない旨のと回答があることにより、双方向に流す計画でしょうか。	S-6人孔において、既設φ900からの流入は、新設φ800にのみ流下する計画です。
22	53	4	5	2		送水管 【R2年度 芝中ポンプ場PPP・PFI 導入可能性調査/基本設計図 再編集版】	芝中ポンプ場流入部付近の管路計画のうち、公開図面に記載があるC棟着水井～分流雨水B棟への既設接続管φ800に関して敷設位置や運用状況についてご教示ください。	既設接続管φ800は、締切ゲートが全閉状態で、現在、通水は行っておりません。仮設として、このルートを使用する場合、締切ゲートの撤去した後、工事完了時には再度、全閉状態に復元してください。現地調査の結果、使用不可の場合は、協議事項とします。
23	60	4	6	7	3)	電気棟(芝中ポンプ場)	芝中ポンプ場に設置する電気棟の構造形式については、「将来的な再構築を考慮して鉄骨造とする」とありますが、内部に設置する自家発電設備の騒音及び危険物の取り扱い(一般取扱所)の関係から、RC造とすることも可能でしょうか。	将来計画を考慮し、鉄骨造で計画しておりますが、建設費、撤去費、適化法(国費返還)までを含んだ総費用や性能等について比較し、RC造が有利と判断されれば可能と考えます。
24	68	4	7	3		洗砂設備	洗砂設備において、沈砂およびし渣の搬送能力およびホッパー容量を決めるため、既設洗砂設備のし渣、砂それぞれの搬出量記録があればご提示いただけないでしょうか。令和6年8月26日に公表された要求水準書(案)の質問回答No.62では開示資料において提示済とあります。「洗砂設備維持管理情報」を指すと思われそうですが、搬出頻度の情報はあるものの、各搬出量の情報は見当たりませんでした。	別途開示します。
25	68	4	7	3		洗砂設備	令和6年4月4日、要求水準書(案)の質問回答No.134にて、「本事業に沈砂洗浄水用の次亜塩素供給設備が含まれる」とあります。一方で、東部浄化センターの撤去範囲に既設の次亜注入設備(ポンプ、タンク、他配管)が含まれていません。タンクおよび配管を沈砂洗浄水用に流用してもよろしいでしょうか。次亜貯留タンクを新たに設ける場合は、既設の塩混用の次亜貯留日数と合わせるべきと考えますので、東部浄化センターで使用している次亜タンクの搬入頻度についてご教示願います。	当該施設は撤去範囲には含みません。現在、作業場所として使用しており、既設の機器の流用、及び場所の使用ともできません。また、次亜塩素酸ソーダの搬入頻度は、月1回程度です。

①「要求水準書(案)」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
26	70	4	7	4	1)	雨水ポンプ設備 (エ)その他留意事項	地下燃料タンクについて、「既設能力等を確認の上、最適な提案を行うこと」とありますが、タンクにおける既設能力等とは容量のみを指していると考え、不足がないことを確認して設計しますが、その考えで要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	70	4	7	4	3)	雨水吐き越流堰	A棟流入部の構造変更は、構造計算等を考慮したうえで行うことは可能と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	71	4	7	5	1)	共通(カ)	「ポンプ全台および自家発電設備の運転時において、発生する振動・騒音値が規制法基準値以下となるように、対策を施すこと。」とありますが既設No.4雨水ポンプの消音器仕様をご教授下さい。 また、東部浄化センター、芝中ポンプ場で行われている敷地境界での環境測定(振動、騒音、臭気等)の記録の開示は可能でしょうか。	No.4雨水ポンプは消音器2段式となっています。騒音値は、最終消音器出口で65dBです。 悪臭、有害物質については過去3年分開示します。騒音、振動は測定していません。
29	73	4	8	2	1)	受変電設備	募集要項等に関する質問等の回答(令和6年8月26日公表)要求水準書・質問NO.67に対して「本事業で実施します」とご回答頂きましたが、再度ご要望致します。 高圧遮断器盤(No.1 ポンプ場盤 E-HP-14 及びNo.2 ポンプ場盤 E-HP-23)は、盤内は空であり、機器は何も実装されていません。本盤に対して高圧遮断器他の主要機器を追加実装する作業は、小規模改造のレベルを超えております。既設納入企業への優位性の排除の観点から、本機能増設は宇部市様の別途工事として頂けないでしょうか。	本機能増設は別途工事とし、市から発注します。
30	73	4	8	2	6)	監視制御設備	質問NO.67に対して「本事業で実施します」とご回答頂きましたが、再度ご要望致します。 4.8.2本ポンプ場(東部浄化センター)6)は「東部浄化センターLCD監視制御システムへの接続に必要な機能増設は本工事に含まない」と既設LCD監視制御システムの機能増設は本事業に不含有となっております。同様に既設高圧遮断器盤の機能増設に伴う既設LCD監視制御システムの機能増設も本事業に不含有として頂けないでしょうか	本機能増設は別途工事とし、市から発注します。
31	74	4	8	2	2)	自家発電設備(ウ)	要求水準書4.8.2 2)(ウ)に記載された既設自家発電設備の能力検討を行いました結果、既設875kVAを超過しました。対応方法等をご教示下さい。	洗砂設備が停電で1日停止しても問題ないので発電機対象から除外して下さい。 計算書は交付金事業の範囲となる発電機対象及び今回提案の実態に合った内容で見直して下さい。
32	75	4	8	2	6)	監視制御設備	要求水準書(案)に対する質問回答No.150に関しましては、 本事業で納入する監視制御装置で本ポンプ場と芝中ポンプ場を遠隔操作をおこなうものとし、将来は、東部浄化センターの監視制御装置から遠隔操作するという認識でよろしいでしょうか。	本ポンプ場と芝中ポンプ場のそれぞれに独立したシステムが本事業で必要です。また芝中ポンプ場の監視制御用にLCD監視制御装置が芝中ポンプ場と東部浄化センター管理棟制御室それぞれに必要です。 既設LCD監視制御装置と本ポンプ場LCD監視制御装置は管理や制御上必要な信号のやりとりがあるためFI-net等のインターフェース装置が本事業で必要です。 将来、本ポンプ場に芝中ポンプ場LCD監視装置を移設出来るように計画願います。

①「要求水準書(案)」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
33	75	4	8	2	6)	監視制御設備(イ)	管理棟2F制御室にミニUPSを設置してもよいでしょうか。	ミニUPSの新設は定期的な交換が必要となるため、管理棟2F制御室に設置する本ポンプ場用システムと芝中ポンプ場用システムの電源は、既設無停電装置から供給出来るよう検討してください。
34	75	4	8	2	6) 7)	監視制御設備 電気工事	管理棟2階制御室の配置検討を行っており、本事業期間2025年4月～2032年3月までの間に監視盤と監視操作卓は撤去されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	77	4	8	3	5)	計装設備	現在故障中の合流No.4雨水ポンプに取り付けられている流量計は修理または交換する予定はありますか。	既設No.4雨水ポンプ流量計の修理や交換をする予定はありません。雨水ポンプの吐出量は演算で求められれば十分と考えています。
36	79	4	9	1		試運転、性能試験	今回増設する合流No5,6雨水ポンプの試運転は、エンジンの無負荷運転と締切運転により必要事項を確認してもよろしいでしょうか。	試運転方法は想定されている内容で問題ありません。ただし、排水運転の中でも振動等の初期データの記録は必要です。
37	79	4	9	1	3)	試運転、性能試験の方法・内容	既設合流No4雨水ポンプの管理運転は、実負荷運転か原動機単独の無負荷運転のいずれの方法で実施されていますでしょうか。雨季と乾季で実施方法が違うなどあればその旨もご教示お願い致します。また、実施されている管理運転の頻度はどの程度かご教示願います。	季節に関係なく、短時間の締切管理運転を月に1,2回実施しています。また、排水管理運転はしていません。
38	81	4	10	1	12)	既設施設撤去に関する要件	今回解体対象として、最初沈殿池、塩素混和池、配管等ありますが使用を停止して時間が経ち雨水等の残水、が存在しています。槽内残渣に関しては貴市にて可能な限り撤去いただけるとの回答がありました。残水についても貴市にて処理いただけるのでしょうか。	残水に関しましても、可能な限り市で撤去します。
39	81	4	10	3		既設施設撤去	現地見学会において、終沈末端から既設洗砂設備まで洗浄水用の配管が敷設されていることを確認しました。一方で、東部浄化センターの撤去範囲に当該配管は含まれていません。既設洗砂設備を撤去しても残置で問題ないでしょうか。仮に撤去する場合は、インライン注入している次亜注入管は残置でよろしいでしょうか。	洗浄水用の配管、及びケーブルは洗砂設備の付帯設備であり、撤去範囲となります。次亜塩素酸ソーダの注入管は地上部で閉止し、埋設管の撤去は不要です。

②「建設工事請負契約書(案)」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	4	4	3			契約の保証	「前項の保証に係る契約保証金の額・・・」の「前項」は第1項の誤記ではないでしょうか。 「・・・保険金額(第5項において・・・)」の「第5項」は第6項の誤記ではないでしょうか。	誤記です。修正します。

③「提出書類記載要領及び様式集」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1		第3	II	2	4	送水管(合流汚水幹線、分流汚水幹線)	<p>提出書類記載要領及び様式集(様式Ⅱ-2-4)「(7)雨天時増水や管内貯留時等の内水圧に対応について有効性、安全性など、具体的に記述してください」についての確認です。</p> <p>①公開資料『第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託 再構築基本設計検討書(見直し版)令和6年2月』P33に合流汚水ポンプ場流入量(雨天時遮集量)の制御について模式図があり、新設合流汚水管は雨天時に内水圧が作用する構造と考えて問題ないでしょうか。</p> <p>②一方、公開資料『第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託 分流汚水幹線雨天時増水対策検討書 令和6年2月』P23に「芝中ポンプ場までの既設幹線(φ1650)については、雨天時増水時の貯留管として有効利用する。」と記載がありますが、『募集要項等に関する質問等の回答 ⑤「提出書類記載容量及び様式集」に関する質問書No.26』で「分流汚水汚水幹線の雨天時増水対策は非常時の運転である」と回答があるため、分流汚水管(既設・新設)は内水圧が作用しない構造としても要求水準は満たしていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①についてはご理解のとおりです。</p> <p>②についてもご理解のとおりですが、内水圧が作用しても問題ないことを検討していただくことが望ましいです</p>
2		第3	II	2	24	芝中ポンプ場機械設備	<p>「様式Ⅱ-2-24芝中ポンプ場 機械設備」に雨水沈砂設備について記載がございますが、機械設備としては対象設備はないという認識です。本様式においては、スクリーンかす設備、雨水ポンプ設備、ゲート設備(雨水越流堰を含む)に関して提案を行えばよろしいでしょうか。</p>	<p>雨水沈砂池排水ポンプを想定しています。また、排水先については汚水ポンプ設備が無くなることを考慮して下さい。</p>
3						提案書	<p>提案書にQRコード等を示し、動画などを共有することは可能でしょうか。</p>	<p>補助的な扱いとして、添付資料の中であれば使用可能とします。</p>

④「その他」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1						公開資料「第70-A工区 芝中ポンプ場 PPP/PFI発注支援業務委託 分流汚水幹線雨天時増水対策検討書 令和6年2月」	公開資料「第70-A工区 芝中ポンプ場 PPP/PFI発注支援業務委託 分流汚水幹線雨天時増水対策検討書 令和6年2月」において、D棟の着水井からC棟の着水井への水の流れが示されていますが、連通ゲートの状況についてご教示ください。	C棟とD棟は将来撤去予定のため、C棟・D棟を経由しない水の流れが望ましいです。C棟着水井とD棟着水井の連通ゲートは老朽化しています。また、連通ゲートが、常時「開」の状態では、着水井の溜水等による臭気の拡散が懸念されますので、臭気対策の提案を希望します。
2						公開資料「第70-A工区 芝中ポンプ場 PPP/PFI発注支援業務委託 分流汚水幹線雨天時増水対策検討書 令和6年2月」	新設する本ポンプ場の合流汚水と分流汚水のポンプ井連通ゲート、分水施設のゲートの試運転は機器単体の動作およびシーケンス確認まででよろしいでしょうか。	試運転の範囲は想定されている内容で問題ありません。水運用におけるフォローアップおよび運転マニュアルは準備してください。
3						公開資料「第70-A工区 芝中ポンプ場 PPP/PFI発注支援業務委託 分流汚水幹線雨天時増水対策検討書 令和6年2月」	新設する本ポンプ場の合流汚水と分流汚水のポンプ井連通ゲート、分水施設のゲートは、連動運転や自動運転の必要はありますか。	必要ありません。
4						非出水期の考え方	雨水吐越流堰の施工時は、A棟合流No.4～6雨水ポンプが使用できないため、既設の排水能力を下回ってしまいます。過去の実績から非出水期期間を設け、当該期間で施工させていただけませんか。	非出水期の設定の有無ではなく、過去の実績と近年の降雨状況が異なりますので、A棟の合流No.4雨水ポンプを稼働させることで排水可能な状態を維持しながら雨水吐越流堰の工事を行うこととしてください。
5						公開資料『作業ヤード・仮置き場』 場内通行止めについて	本処理場内の新設ポンプ棟周辺、及び作業ヤード周辺範囲を通行止め、及び工事占有とさせていただくことは可能でしょうか。	1・2系反応タンクと1・2系最終沈殿池に挟まれた道路については、工事占有可能ですが、新設ポンプ棟と1・2系反応タンクに挟まれた道路については、維持管理上の動線をまたいでいるため、人と車は通行可能としてください。ただし、スポット的な通行止め、占有することは可能ですので、必要に応じて協議してください。
6						公開資料『作業ヤード・仮置き場』 作業ヤード、仮置き場の利用について	作業ヤードとして指定されている旧最終沈殿池箇所に作業ヤード範囲以上を利用して掘削残土を仮置きしてもよろしいでしょうか。	問題ありませんが、飛散防止の対策はしっかり行ってください。
7						公開資料『作業ヤード・仮置き場』 現場事務所位置について	旧反応タンク位置の作業ヤードとして指定されている場所に現場事務所を2棟（土建棟、機電棟）設置予定ですが、この位置に事務所を設置してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
8						公開資料『東部浄化センター_処理水分岐位置(全体配置図)』	東部浄化センター_処理水分岐位置(全体配置図)にて提案されたポンプでは水量が不足すると考えられるため、新設の洗砂設備の洗浄水は既設同様に水中ポンプで終沈水路末端から取水したいと考えています。いずれかの水路に水中ポンプの設置は認められるでしょうか。	処理水分岐位置として示した箇所から分岐することが望ましいですが、終沈水路の末端に水中ポンプを設置して取水することは認めます。ただし、配管ルートについては将来の再構築計画の障害にならないよう留意してください。
9						芝中ポンプ場 吐出井のドライ化について	放流渠に止水用の角落し、放流ゲートはございますでしょうか。	止水用の角落し、放流ゲートはありません。
10						芝中ポンプ場 吐出井のドライ化について	吐出井に溜まった雨水を排水する場合、排水先はA棟として問題ありませんでしょうか。	吐出井の雨水の排水先は、A棟としてください。

④「その他」に関する議事録

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
11						芝中ポンプ場 吐出井のドライ化について	B-C棟吐出井の連通口角落しの扉体の貸与は可能でしょうか。	扉体はありませんので貸与はできません。
12						芝中ポンプ場 吐出井のドライ化について	A棟吐出井及び放流渠の土木図をご提供願います。	A棟吐出井、放流渠の土木図は開示します。
13						芝中ポンプ場 既設フラップ弁について	芝中ポンプ場の既設のフラップ弁について、過去発生した腐食・不具合等の事例があればご教示願います。	平成14年度に合流No.2雨水ポンプのフラップ弁が腐食により穴が開いて交換した事例があります。その際にフラップ弁の材質をSSからSUS304に変更しています。
14						東部浄化センター 雑用水の取り出し口について	東部浄化センターの用水設備について、既設フローに「No.1,2汚泥棟給水ポンプ」と「雑用水給水装置」の両方がマーキングされていますが、両方とも使用可能ということでしょうか。既設の使用状況をご教示いただけないでしょうか。	汚泥脱水機の運転状況に合わせて①No.1,2汚泥棟給水ポンプと②雑用水給水装置のいずれか一方から汚泥脱水機棟に供給しています。そのため分岐にあたっては、脱水機棟への給水が優先となる様配慮して下さい。
15						工事期間中の東部浄化センター及び芝中ポンプ場のオペレーションについて	東部浄化センター汚水合流切替以降は実運用に入るため、東部浄化センター及び芝中ポンプ場における工事期間中のオペレーションは貴市にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 貴市にオペレーション頂くにあたり、運転方案等のマニュアルの提出および操作説明会の開催等、運用に必要な事項は事業者で実施致します。	原則、オペレーションは市で対応しますが、操作方法の説明や運転マニュアルの整備、切替工事時のサポート、調整業務等の対応はお願いします。